

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第85号
平成26年11月20日
警察庁交通局交通規制課長

地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に
使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて

本年5月21日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第41号)等の施行に伴う交通警察の対応については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について(通達)」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第83号、丁交企発第190号、丁運発第167号)で示したとおりであり、同通達1(2)アにおいて、「協議会における協議では、多様な構成員から公共車両優先システム(PTPS)の整備やいわゆるデマンドバス等に係る停留所における道路交通法第46条の規定による駐(停)車可の交通規制を始め、公安委員会の権限に係る諸施策等についての各種提案がなされることが予想されるところ、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べること」としている。

また、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第5号の規定により、乗合自動車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分において、同条ただし書に規定する乗合自動車以外の車両は、停車し、又は駐車してはならないこととされているところ、国土交通省から、別紙のとおり、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)に使用される車両について、協議会で認められた一定の停留所において、停車又は駐車を禁止する場所の特例が認められるよう、要望がなされている。

そこで、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、同要望を踏まえ、道路交通の実態に応じて、一定の停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応されたい。

なお、駐(停)車可の交通規制の実施に際しては、補助標識により地域公共交通再編事業に使用される車両の通称名等を明示すること。

別添は省略